

# 二〇一八年度 福山市政に対する要求書

日本共産党福山市議会議員団

村井 明美  
高木 武志  
土屋 知紀  
河村 晃子

二〇一八年一月一九日

福山市長 枝廣 直幹 様

## 二〇一八年度福山市の予算編成を市民の命・暮らし・福祉最優先に

- 一、 昨年8月3日、第3次安倍内閣第3次改造内閣が発足しました。安倍首相は、秋の臨時国会にも自民党改憲原案を提示することをめぐんでいます。日本国憲法と立憲政治を踏みにじる暴挙は、戦後73年間継続してきた戦争をしない国の根幹を捻じ曲げ、日本社会と地方自治体のありようを根底から覆すものです。
- 二、 福山市は、日本国憲法と地方自治法を遵守し、非核平和の行政をつらぬくことを強く求めます。
- 一、 昨年8月3日、第3次安倍内閣第3次改造内閣が発足しました。安倍首相は、秋の臨時国会にも自民党改憲原案を提示することをめぐんでいます。日本国憲法と立憲政治を踏みにじる暴挙は、戦後73年間継続してきた戦争をしない国の根幹を捻じ曲げ、日本社会と地方自治体のありようを根底から覆すものです。
- 二、 2018年度国家予算案は、一般会計で97兆7128億円に上り、軍事費の異常な突出ぶりと、国民の暮らしを支える社会保障費を容赦なく抑え込む姿勢がいよいよ際立っています。毎年増額を続けてきた軍事費は5兆1911億円と過去最大を更新する一方、社会保障費の「自然増」は今回も1300億円以上、大幅にカットしました。生活保護をはじめとする社会保障破壊は、憲法25条の生存権保障などに完全に逆らうものです。国民生活を置き去りにして、軍拡を推進し、大企業を優遇する安倍暴走政治から47万市民の命とくらしを守る地方自治体の役割を発揮することを強く求めます。
- 三、 国は、地方創生の名の下に、財政措置で誘導し、連携中枢都市圏構想を進めさせ、実質的な道州制の突破口を開こうとしています。福山市は、地方交付税削減の仕組みづくりである国のトップランナー方式に率先して手を挙げ、連携中枢都市圏構想の推進と行財政改革にまい進していますが、今こそ住民福祉の実現を本務とする地方自治体の役割を発揮できる体制づくりこそ、進めることを求めるものです。地方自治体の自立性と独立性を発揮し、住民サービス向上に力を注ぐことを求めます。
- 四、 大災害時代の到来と言われる今日、不要不急の大型公共事業は取りやめ、命最優先で急傾斜地対策、公共施設の耐震改修など、防災減災のまちづくりの推進に切り替えることを求めます。福祉を犠牲にした「ためこみ主義」(2017年度末約197億円の財政調整基金、総額381億万円余の基金)を改め、防災、暮らしの向上、福祉拡充、豊かな教育の推進、快適な住環境整備促進に予算配分の重点をおくことを求めます。
- 五、 福山市の幹部と市職員労働組合の幹部が協議する「自治体改革推進会議」の設置と異常なまでの労使協調路線について、今日なお、同様の仕組みを持つ「市民サービス向上意見交換会」で、主要な施策を取り決めています。このあり方は、地方自治体の主体性を損なうと同時に、労働組合の団結権や労働権も侵すものです。地方自治体の独立性を回復し、法令法規を厳守した公正・公平な市政の執行を鋭意進めることを求めます。また、同和行政の法的根拠を失ったにもかかわらず、部落解放同盟への団体補助金や福山市人権交流センター内に「部落解放同盟福山市協議会」の事務所を無償貸与するなどの特別扱いをキツパリ廃止し、同和行政終結を内外に明確に示すことを強く求めます。

## 総務委員会

### 地域活性化を進め地方自治の拡充を

○福山市が進めている連携中核都市圏構想は、地方への財政支出削減、行政サービスの縮小、集約化を図る地方再編、道州制につながるものであり、推進しないこと。

- 1、基本計画、実施計画について、市民も参加し、意見が述べられるようにすること。
- 2、国に対し次の事を求めること。
  - ①全国市町村会や全国市町村議会議長など地方から反対の声が強い道州制の導入は行わないこと。
  - ②地方交付税制度を守り、地方財源を確保する事。政府は、危機対応モードから平時モードへ切り替えを進めていくとしています。しかし、度重なる自然災害や南海トラフ地震などへの防災対策、不況や増税などで立ちいなくなる事業者や住民のくらしと雇用への支援、学校や道路など老朽化したインフラの整備など地方自治体の役割が十分発揮されるようしっかりと支援すること。
  - ③「集約化」による新たな地方切り捨て政治は行わず、自治体の子育て支援、若者の仕事確保と定住促進への財政支援を実施すること。
  - ④地方交付税の特例措置の終了にともなう新たな財源措置が14年度から一部実現しましたが、政府の責任で必要な財政需要に即した財源措置を確保すること。
- 3、居住の自由を侵す立地適正化計画は、撤回すること。

### マイナンバー制度について

福山市民で、このマイナンバーカードを取得した人数が3万4145人 7・26%という状況は、市民の当制度の必要性を感じているものではありません。

今年、国の個人情報保護委員会が、10月に今年度上半期の活動実績を発表しました。それによると、マイナンバーの漏えいが273件発生し、66件だった前年同期の4倍超にのぼることが分かりました。このうち過半数の152件はマイナンバーを記載した住民税の決定通知書の誤送付等が原因となっており、自治体にこり押しした総務省の責任が問われます。

わが党の調査によると、昨年7月26日時点で少なくとも101自治体で計630人超の漏えいが判明しています。

マイナンバーがつくことで、個人情報の名寄せが簡単にでき、漏えいした際の危険は格段に高くなります。

○総務省は、昨年12月15日に当面「特別徴収税額の通知書」にマイナンバーを記載しない方針を各都道府県の市町村担当課に事務連絡したとのことです。総務省に対し、制度の中止・見直しを求めること。

○マイナンバーカードを使つての地域経済応援ポイント活用事業は中止すること。

○国に対し、凍結・中止を求めること。

### 国保行政について

○国保の広域化について

- 1、医療水準を加味しない統一保険料は、そうでない場合と比べ高くなります。医療水準を反映した試算も行うよう県に求めること。
- 2、国のガイドラインは、技術的助言であり、「都道府県国民健康保険運営方針」に保険料賦課決定権限及び予算決定権限はこれまで通り市町村にあることを明記することを求めること。
- 3、都道府県化になっても、一般会計からの法定外繰り入れを行うこと。

○高すぎる国保税を引き下げること。

- 1、国庫負担率を元の四五％に還元するよう政府に求めること。
- 2、国保会計の黒字や国保基金は、国保税引き下げの財源とし、国保税を少なくとも世帯あたり一万円引き下げること。

3、一般会計からの繰り入れを大幅に増額し、国保税の引き下げや申請減免の財源に充てること。

4、保険税の賦課方式について、応益割合は低くし、応能割合を高め、累進性を高めること。

5、現在の保険税賦課計算では、滞納見込み分をあらかじめ、納付見込み分に上乘せするため、保険税が割高となる仕組みです。滞納分は、納付者の責任ではありません。滞納分は、一般会計からの繰り入れで補填すること。

6、国に対し、子どもの医療費助成制度などによる福祉波及分の減額措置は行わないよう求めること。

7、多子軽減制度を拡充すること。

8、一部負担金を、子どもは無料に、現役世代は2割に、高齢者は1割に引き下げること。

⑦減免制度は、入通院とも生活保護基準の130％までに拡充すること。

⑧減免適用は、一時的な所得減少にとどまらず、保護基準以下の低所得者も対象とすること。

9、国保税の算定に、18歳未満の子どもは、課税対象にしないこと。少なくとも均等割りの減免を行うこと。

○資格証明書や短期被保険者証は、発行せず保険証を交付すること。

○国保についても、傷病手当及び産前産後の出産手当金を出させるように政府に求め、当面福山市として実施すること。少なくとも、必要な予算についての試算を行うこと。

○国保税滞納者への人権を無視した強権的な取り立ては行わないこと。生活実態をよく聞き、親身に対応する相談・収納業務を行うこと。

○国保税の滞納分について、差押えは行わないこと。

滞納処分は、生活を著しく窮迫させる恐れについて、徴収法基本通達で「生活保護の適用を浮き得なければ生活を維持できない程度の状態になる恐れ」と規定しており、金額的基準に基づき、モデルケースに該当すると思われる国保税未納者を調査し、執行停止の扱いを行うこと。

### 後期高齢者医療制度について

○後期高齢者医療制度は、直ちに廃止し、老人医療保険制度に戻すよう政府に求めること。

○短期保険証の発行は行わないこと。

○医療費の2割負担、3割負担は取りやめ、全ての高齢者の窓口負担を1割とするよう、国に求めること。

○保険料の滞納分の差し押さえは行わないこと。

○保険料の特例軽減を廃止しないよう国に求めること。

### 公務員給与について

人事院勧告により、地方公務員の給与が2年間引き上げられました。しかし、これまで「給与特例法」さらに恒久的な給与の引き下げとなる「給与制度の総合的見直し」により、一層の給与削減を行うものです。

○国に対し、次の事を求めること。

1、「給与制度の総合的見直し」を撤回すること。

2、行政の目的は多元的であり、成果を測定する尺度を定めにくく、目標を定めることが困難なものです。賃金に反映する人事評価制度は、全体の奉仕者である公務員の意欲低下につながるものであり、撤回すること。

### 公務労働について

○憲法第十五条で明記されている「全体の奉仕者」である公務員として市職員が、その自覚にもとづく職場規律の確立、職場からの行政改善など積極的に行い、住民奉仕の行政推進をはかること。

○「業績評価」の導入は行わず、自治体職員の創意で意欲が生かされ、誇りと働きがいもてる職場とする。

○公務員の長時間勤務を是正すること。

- 1、公務員労働組合との間で36協定がないことから、長時間労働に対する規制がありません。36協定を結ぶこと。
- 2、臨時的に行うべき、長時間勤務が、恒常的に行われていることは問題です。真に臨時的かどうか精査し、必要な人員の確保を行うこと。
- 3、長時間労働の解消のためには、定員適正化計画による職員の削減が一番の原因です。定員適正化計画は、見直すこと。

### 公務員雇用問題について

○正規職員は4022人、臨時職員1374人、嘱託職員1344人（2016年度決算資料）によって支えられています。

- 1、恒常的に必要な職員は、正規職員として採用すること。
- 2、非正規職員であっても、正規職員と同じ労働であれば、同一労働同一賃金とすること。
- 3、福祉・医療分野などの専門職を増員すること。

### 女性施策について

○各種審議会をはじめ、意志決定機関への女性参加率引上げについて、部会・専門委員など含めて、全庁的な取り組みを行うこと。当面30%目標の総達成を目指すこと。特に、教育、福祉の分野についてはただちに30%達成をすること。

○ドメスティック・バイオレンス（DV）について

- 1、相談窓口を充実し24時間対応が行えるように相談員を配置すること
- 2、一時的緊急避難施設・シェルターを増設し、民間シェルターへの運営費を助成すること
- 3、被害者、加害者へのリハビリテーションや心理療法などに取り組むこと
- 4、加害者更生を図るための調査研究と対策強化、学校などでの予防教育を強化すること。
- 5、暴力を許さない社会的合意をつくること。

○女性を蔑視し人格を踏みにじる文化的退廃を許さず、人権尊重の世論と運動を広げること。

○松永の母子寮を復活すること。

○保育士や学童保育指導員などの非正規雇用の正規化、労働条件を改善し「官製ワーキング・プア」をなくすこと。

○妻など家族従業者の働き分が必要経費と認められるよう、所得税法56条の廃止を求めること。

○夫婦同姓の強制や女性のみ再婚禁止期間、男女別の婚姻最低年齢など遅れた民法制度の改正を行い、差別的規定をなくすよう国に求めること。

### 斎場並びに墓苑の整備について

○福山市中央斎場の水くみ場を墓地の中に増設し利用者の利便性を図ること。

○不足している、市営墓地の増設を行うこと。

○墓参者の高齢化などもあり、市営墓地に必要なガードパイプの設置など転落防止対策を行うこと。

## 交通事故対策について

- 通学路の歩道の整備を行うこと。
- 通学路の安全確保のため、道路に凹凸をつけて自動車の速度を落とさせる「ハンプ」の設置や車道幅を狭める「狭さく」など児童が安心して通行できるよう道路整備を市内全域に広げること。
- 通学路に、歩車分割を含め必要なガードパイプ、ガードレールなどを設置すること。
- 国道182号線の加茂町百谷の自動車転落箇所について、急カーブとならないよう道路改修を行うこと。
- 道路舗装費の増額で早急に傷んだ道路を補修することや不明瞭な白線(グリットライン)は引きなおすこと。
- 交差点で歩車分離式信号機の設置をすすめること。
- 老朽化したカーブミラーや道路標識の更新を行うこと。

## 火災による死亡事故を2度と起こさないために

- 介護施設、雑居ビルなどの、特定防火対象物における防火施設整備、安全対策について、漏れがないよう査察・点検を実施し、結果を公表すること。
- 違反を放置することなく、必要な警告、命令等の手続きをおこなない、是正させること。
- 資金難の事業者が、違反事項について改善できるよう、無利息の融資制度を独自に創設すること。
- 2014年9月、消防力基準について、「消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会報告書」では、見直しの概要が示されました。検討会の報告書に基づき福山市の必要な体制強化を行うこと。予防要員の増員等を行うこと。

## 人権・同和行政の終結、清潔・公正な市政を

- 同和行政が集結した今日、人権・同和施策は終了すること。
- 「福山市人権施策基本方針」は抜本的に見直し、行政主導の「人権・啓発」や「住民学習」を廃止すること。
- 「解同」福山市協への補助金を廃止すること。
- 同和地区実態把握は行わないこと。
- 同和問題に特化した職員研修は行わないこと。
- 人権交流センターでの「解同」の事務所使用をやめさせ、残りのコミュニティセンター、コミュニティ館の行政目的を変更し、児童館、高齢者施設など地域の要望に基づいたものにする。
- 自治体改革推進会議に代わる市民サービス向上意見交換会と労使共同体制を解消し、行政と労働組合の健全な関係を構築すること。
- 国に対し、部落問題の固定化・永久化につながる恒久法である「部落差別の解消の推進に関する法律」を廃止するよう求めること。
- 旧同和住宅資金貸付制度で貸付した資金の返済が完納できるよう努力すること。

## 平和問題について

- 安倍内閣は、今年中に憲法改定を発議する方向を明らかにしています。憲法9条の第3項に自衛隊を書き込むものですが、国際的に、後から作った法律が前の法律に優先することになり、9条第1項、第2項の戦争と国際紛争を解決するための武力の行使は永久に放棄することや、戦力を保持しないことの効力が事実上なくなり、この憲法の改憲が行われれば、海外における武力行使は無制限になってしまいます。9条が9条でなくなる改憲は許されません。
- 公務員は、憲法を尊重し、擁護する義務があります。安倍内閣が進める憲法改悪に反対すること。
- 平和非核都市宣言の標柱、啓発看板の抜本的増設を行うこと。
- ヒロシマ・ナガサキの被爆の実相を広く内外に知らせ、国内はもとより、全世界の非核宣言都市との連帯と交流を深め核兵器廃絶を訴え、運動を進めること。

- 平和非核都市宣言の趣旨をすべての福山市民に周知し、平和、核兵器、軍縮問題に関する内外の資料を収集し、福山市民に提供するとともに、原水爆禁止・平和を求める市民の団体、運動への援助をすること。
- 庁舎内に核兵器廃絶ヒバクシャ国際署名のコーナーを設け、推進すること。
- 「特定秘密保護法」は、戦争できる国づくりの第一歩です。国民の目、耳、口をふさぐ秘密保護法は撤廃以外にありません。福山市としても「特定秘密保護法」撤廃を国に強く求めること。
- 特定秘密保護法に係る行政業務には一切協力しないこと。
- 憲法違反の「平和安全保障法案」は、発動させるべきではなく、廃止すべきです。国に対し、憲法順守と法の廃止を求めること。
- 自衛隊に対する住民基本台帳の閲覧を、させないこと。
- 南スーダンへ派遣している自衛隊は、撤退させることを国に求めること。

介護保険制度・高齢者施策について

【介護保険制度について】

- ① 高齢者の尊厳が守られる介護保険制度とするよう国に求めること。
- ② 要支援者や要介護1・2認定者の訪問介護や通所介護、住宅改修や福祉用具レンタルは現行の介護保険利用を堅持するよう国に要望すること。
- ③ 国は「共生型サービス」の導入を検討していますが、高齢者や障害者・児への支援の専門性が担保できる制度にすること。
- ④ ヘルパーの生活援助の回数制限や時間短縮をしないよう国に強く要望すること。
- ⑤ 特別養護老人ホームの入所者の重度者限定の撤回、ケアプラン料の有料化は行わないよう国に求めること。
- ⑥ すべての待機者が解消できるよう、特別養護老人ホームをさらに増設すること。
- ⑦ 介護保険財政の国庫負担をただちに10%引き上げ、公費負担割合を60%にするよう国に求めること。
- ⑧ 「基本チェックリスト」の使用ではなく、介護保険申請を原則行い、介護保険の申請権・受給権を遵守すること。
- ⑨ 要介護認定と利用限度額は廃止し、ケアマネジャーをはじめとした介護の専門家の判断で、必要な介護の提供が出来るよう制度改善を国に強く要望すること。
- ⑩ 利用者の受診時に介護職が医師の指示と一緒に聞くこともあります。ヘルパーの付添を含めた院内介助を認めるよう国に求めること。また、本市独自の「院内介助」制度を創設すること。
- ⑪ 介護保険外のお泊り支援事業（お泊りデイサービス）に頼らず、公的な宿泊事業を抜本的に拡充すること。
- ⑫ 認知症の早期発見・診断・初期の相談と家族への支援から、終末期のケア・看取りまで、切り目なく治療と支援を行う・医療・保健・福祉の連携体制を構築すること。
- ⑬ 安価に利用できるグループホームなど、認知症の人が地域で暮らせる基盤の緊急整備を進め、在宅生活が維持できる体制をつくること。
- ⑭ 訪問介護利用者の7割が使う生活援助の基準時間の短縮を撤回し、利用者にとって生きる意欲にもつながるヘルパー支援を抜本的に改善すること。
- ⑮ 自治体の福祉専門職を増員し、地域住民と協力し、高齢者を地域で支える安心のネットワークをつくるよう行政が責任をもって行うこと。
- ⑯ 介護保険に関係する申請書類等にマイナンバー記載をやめること。
- ⑰ 若年性認知症の実態調査を行いニーズ把握に努めること。また、就労支援や当事者の居場所づくりなど、県と連携しながら支援すること。
- ⑱ 介護度認定が軽度に出る傾向があります。本市の訪問調査から認定までの実態について検証すること。

【介護保険料について】

- ① 2018年度からの第7期介護保険事業計画では、65歳以上の介護保険料の引き上げは行わないこと。
- ② 保険料を応能負担とするよう国に強く要望する事。また、市の減免制度の拡充と、保険料の所得階層をさらに細分化すること。
- ③ 介護保険料の減免制度における、「貯蓄合計額」の要件を撤廃し「市長が認める者」とする等、柔軟に対応をすべし。
- ④ 介護保険料を40歳未満に拡大しないよう国に要望すること。

【利用者負担について】

- ① 利用料の2割・3割負担化を撤回し、軽減制度の拡充を国に要望すること。
- ② 利用料の減免・軽減制度をさらに拡充すること
- ③ 本市独自の食費負担軽減制度を復活させること。

- ④福祉用具購入費、住宅改修費および、高額介護サービス費を受領委任払い制度に改め、利用者負担金の軽減に努めること。
- ⑤高額介護サービス費の負担上限引き上げを撤回、引き下げるよう国に要望すること。
- ⑥介護施設における、居住費・食費負担金（ホテルコスト）の改悪を撤回するよう国に要望すると共に、市独自の減免制度を創設すること。

#### 【介護事業所・介護労働者について】

- ①2015年度に基本報酬が4.48%も下がり、事業所経営は厳しさを増し休廃止事業所が増加しています。利用者負担へ連動しないように報酬引き上げを国に要望すること。
- ②高齢者や事業所へ介護実態調査を市独自で取り組むこと。
- ③保険料・利用料の引き上げに連動することなく、緊急かつ確実に介護労働者の賃金アップを図るため、介護職の処遇改善交付金の再創設を国に対して要望すること。また、市独自でも改善策に取り組むこと。
- ④介護職員の研修参加への交通費、日当の補助制度を創設すること。
- ⑤高齢者施設の自動火災報知機などの設置、補助制度を抜本的に拡充するとともに、「火事をおこさない」ために、夜間の職員の人員配置を増やすことを国に求めること。
- ⑥介護職員の医療行為は中止させ、医療従事者で行う体制をつくること。
- ⑦ゆきすぎた介護保険適正化事業は改め、働きがいのある介護現場となるよう指導方法を再構築すること。また、事務作業の簡素化など現場負担を軽減すること。
- ⑧地域包括支援センターの勤務実態を把握し、必要に応じて人員配置の拡充をさらに行うこと。
- ⑨本市直営の包括支援センターを設置し、本市が主体的に地域包括ケアに努めること。

#### 【介護予防・日常生活支援総合事業について】

- ①福山市は「介護予防・日常生活支援総合事業」を導実施していますが、2016年度決算では、「現行相当」の実施率は300%、「緩和型」は0.6%、「住民主体」は0%であり、市の計画とはかけ離れています。「緩和型」「住民主体」は介護の専門家以外の地域のボランティア等による事業となるため、介護の質や事業の継続性は担保できません。また、低い報酬のため運営は困難です。「緩和型」「住民主体」は撤回し「安上がり介護」はやめること。
- ②国は自立支援型のケアプランやサービス提供で、高齢者を介護保険から卒業させようとしています。また、軽度化や卒業へ誘導するための加算方式の導入も検討していますが、狙いは社会保障費用の抑制です。高齢者をむやみに介護保険からはずす制度にしないこと。

#### 【地域包括ケアシステム】

- ①保健師や地域包括支援センターや民生委員などと連携し、地域診断・課題分析を行い、地域に足りないものを施策化し、高齢者や地域の実態に応じた地域包括ケアシステムを構築すること。
- ②医療や介護社会資源や地域力の分析など行い、必要な施策を具体的に検討できる専門の部署を設置すること。

#### 【高齢者施策について】

- ①低所得者・高齢者・障害者などが安心して暮らせるよう、国と自治体の責任で住宅整備・家賃補助を実施する「地域優良賃貸住宅」を拡充すること。
- ②軽費老人ホーム運営費補助の民間施設給与等改善費を復活させること。
- ③高齢者インフルエンザ予防接種料金を、完全無料にすること。
- ④家族介護慰労金の支給額を抜本的に引き上げるよう国に対して要望すること。また、市独自で拡充すること。
- ⑤バス・タクシーの無料バス券制度をつくること。
- ⑥「お出かけ乗車券」の対象者を65歳以上のすべての高齢者にすること。また年間利用金額を1万5千円以上とすること。
- ⑦高齢者の「あんま・マッサージ券」の支給年齢を以前の65歳に戻すこと。
- ⑧配食サービスの事業所への単価引き下げは撤回し、事業所運営の保障と、安心安全な配食となるよう努めること。



- ⑨ 日中独居もしくは高齢者のみ状態である高齢者に対して、実態に応じ配食サービスの対象とすること。
- ⑩ 療養病床の削減計画をストップさせ、安心して入院治療・療養が出来るよう体制整備を国に強く求めること。
- ⑪ 高齢者・障害者が低価格で安全に移動できるよう、郊外の巡回型バスや乗り合いタクシー制度の創設と拡充を行うこと。
- ⑫ 長寿祝い金は以前の77歳・88歳・99歳・100歳以上の節目に支給すること。
- ⑬ 敬老会の学区開催負担金をさらに増額すること。

### 障害児・者施策について

- ① 障害者権利条約が批准されたことに伴い、本市の体制整備を当事者の意見を十分聞きながら行うこと。
- ② 一昨年の「津久井やまゆり園」の障害者殺傷事件の教訓から障害への理解や啓発を強め、人権尊重を市民が考える機会を増やすこと。
- ③ 障害者差別禁止法の施行に基づき作成された、行政の対応要領については、障害当事者など関係者の意見を聞き、内容を検証、さらに改善させること。また、研修等も十分行いながら職員に徹底すること。
- ④ 難病患者も障害福祉サービスの利用ができるよう周知徹底すること。
- ⑤ すべての難病を医療保険制度の対象とするよう国に求めること。
- ⑥ 難病法施行で医療費助成の対象疾病が56から330に拡大しましたが、対象疾病でも症状が重い患者だけが対象になります。従来、助成対象だった56疾病の患者は経過措置が取られ、症状の重軽に関わらず対象になります。しかし、2017年12月でその経過措置は終了したため、軽症患者は助成対象から外され、難病患者の医療費負担が倍になる事案が発生しています。国に対し、症状の重軽に関わらず助成対象にするよう求めること。市独自で負担軽減策を講じること。
- ⑦ 障害福祉サービスの対象は必要とするすべての難病患者がうけられるものにする。また難病の範囲に限らず、確定診断がなくとも、疾患による障害で福祉サービスが必要と医師が診断をした場合は、サービスが受けられるよう国に対して要望すること。
- ⑧ 障害者総合支援法の第7条の介護保険優先の原則（65歳問題）を見直し、介護保険、障害福祉サービスのどちらを使うか選択できる制度にするよう国に要望すること。市としては、本人等の要望があれば障害福祉サービスの利用が出来るよう、さらに柔軟な対応をすること。
- ⑨ 配偶者の収入認定はやめ、本人の所得のみの収入認定とし、障害者施策の応益負担を応能負担とするよう国に求めること。
- ⑩ グループホームとケアホームの一元化や報酬の見直しにより事業所運営の赤字化が進んでいます。基本報酬を大幅に引き上げるよう国に対して要望すること。
- ⑪ グループホーム創設のための助成制度を国へ要望すると共に、市独自で創設すること。
- ⑫ 事業所への報酬の増額を行い、日額払いを月額払いに戻し、正規職員を中心とした職員配置が出来るよう、国に求めること。
- ⑬ 福祉労働者の賃金の引き上げを国に求め、市独自の処遇改善策を設けること。
- ⑭ 「地域生活支援事業」について、利用料を、無料または応能負担による低廉な料金とすること。
- ⑮ すべての無年金障害者の救済を年金制度の枠内で解決するよう、国に求めること。特定障害給付金を障害基礎年金並に引き上げること。
- ⑯ 小児慢性特定疾患について、対象となる患者の要件緩和とともに対象疾病を拡大すること。また成人後も、制度を継続すること。
- ⑰ 特定疾患治療研究事業についてさらに対象疾患を増やし、予算を増額するとともに全額公費負担にするよう、国に求めること。
- ⑱ 障害者の「特定相談支援事業」の計画相談の実態を把握すること。低すぎる計画相談作成の報酬を引き上げるよう国に要望すること。また、市独自の支援策を行うこと。
- ⑲ 障害基礎年金を大幅に引き上げること。また無年金障害者への特別給付制度の周知徹底を行うこと。
- ⑳ 福山市障害者就労支援事業を継続すること。
- ㉑ 自立支援医療の応益負担の仕組みを撤廃し、無料の公費負担医療制度とするよう国に求めること。

- ② 重度心身障害者（児）医療費助成制度を国の制度として創設するよう求めること。
- ③ 単市制度の療養援護事業を復活させること。
- ④ 移動支援事業に対し、利用制限は行わないように努め、移動支援事業、コミュニケーション事業などの利用料を無料にすること。
- ⑤ 福祉タクシー助成制度は、多くの市町では「障害者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進等、社会生活行動の便を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的」とし、タクシー券とガソリン券の選択制で実施しています。本市においても、早急に選択制にすること。
- ⑥ 透析患者の通院補助制度は、所得制限を撤廃し拡充すること。
- ⑦ 精神障害者の運賃割引制度を適用拡大すること。
- ⑧ 精神障害者の通院治療・生活支援施策・就労の場の確保など、生きがいのもてる施策の抜本的改善をはかること。
- ⑨ 障害者の法定雇用率の厳守を徹底し、難病・慢性疾患をもつ人など、すべての障害者を施策の対象とし、障害者の働く権利を守ること。
- ⑩ 交通運賃割引制度を、精神障害者を含むすべての障害者と介護者に利用拡大すること。100キロメートル制限を撤廃し、JRの特急料金も割引の対象とすること。
- ⑪ 交通や建物のいっそうのバリアフリー化を行うこと。
- ⑫ 国土交通省の「道路移動円滑化整備ガイドライン」には、屋外に設けられる自動車駐車場の身体障害者用駐車場の施設・停車施設及び通路には、屋根を設けるものと示されています。福山市役所の思いやり駐車場は多くの障がい者が利用します。いつでも安心して利用できるよう、駐車場に屋根を設置すること。
- ⑬ 子ども発達支援センターの対象者を就学前と限定せず、全年齢を対象とすること。また療育期間3か月という枠組みをなくし、必要に応じて必要な期間、療育が出来る体制を整えること。また、診療の待機児童をなくすため、人員体制をさらに拡充すること。
- ⑭ 発達障害の人が増加していますが、発達障害に対する理解や支援体制の整備は不十分です。医療や雇用、教育など支援体制を構築すること。発達障害支援センターを増やし、民間団体やハローワークとも連携できるように支援体制を拡充すること。
- ⑮ 知的障害者のガイドヘルパー制度を創設すること。
- ⑯ 身体障害者手帳を持たない聴力障害者に対して、補聴器購入の補助金制度を創設すること。
- ⑰ 発達に課題のある子どもたちに十分な療育が保障されるよう、療育施設を抜本的に増やすこと。
- ⑱ 市のプール施設に家族更衣室を設置すること。
- ⑲ ヘルプマークをさらに普及すること。
- ⑳ 手話言語条例が制定されました。当事者や手話サークルなど関係団地を含めた「推進協議会」を設置し、施策の推進に取り組むこと。また「出前講座」へ必要に応じて手話通訳、要約筆記奉仕員の派遣を行うこと。

**【障害者就労継続支援A型事業所「しあわせの庭」の解雇問題について】**

- ① 昨年11月17日、「しあわせの庭」の大量解雇が起きました。1か月前の解雇予告もなく、2か月分の賃金も未払いのまま、元利用者・職員に深刻な影響を与えました。再就職先が決定したのは、わずか44名（2018年1月）です。早期に再就職や生活再建の見通しが持てるよう、1人ひとり丁寧な支援を行うこと。
- ② 福山市の事業所認可や指導・監査のあり方について総括と検証を行い改善すること。また、障害者の就労のあり方について、福山市総合支援協議会等の意見も聞きながら再構築すること。また、必要な制度改善について国に要望すること。

## 生活保護行政について

### 【国に要望すること】

- ①生活保護基準額の改悪は撤回、住宅扶助や冬期加算の増額を国に強く要望すること。
- ②最低生活保護基準を引き上げ、老齢加算の復活、リバースモーゲージの中止など国に求めること。

### 【市として実施すること】

- ①基準額の見直しは、住民税の非課税限度額、就学援助、最低賃金、国保・介護保険の負担減免など、他の制度の基準と連動するため、被保護者への負担とならないよう措置を講じること。
- ②生活保護の申請相談は、親切・丁寧に、相談者の立場にたった対応を堅持すること。そのため、生活福祉課に福祉の専門職を雇用し、職員研修も丁寧に行い、あたたかい支援が行えるように努めること。
- ③本庁舎や支所の生活福祉担当課の窓口に、「生活保護申請用紙」を備え付け、いつでもだれでも申請書類を入手できるようにすること。また、窓口で「生活保護のしおり」を備え付け、広く制度を周知すること。
- ④「生活保護のしおり」は、生活保護は権利として保障されている立場からの記述に改めること。
- ⑤保護申請から決定までの期間は、二週間以内の原則を厳守すること。
- ⑥生活保護申請の受理は申請書のみで受けつけ、添付書類を条件としないことを相談員に周知すること。
- ⑦資産調査のための同意書が必要な場合には、提出先を明示し、必要最低限の調査のためのみ使用すること。
- ⑧生活福祉資金の貸付限度額を引き上げ、だれもが利用しやすい制度に改善すること。原資を抜本的に増やすこと。
- ⑨保護要件を満たした場合は、無差別平等原則に基づき無条件で受けつけること。
- ⑩ホームレスをうまないための施策を講じること。また、住所の定まらない人や、ホームレスに陥る可能性のある人は、申請者の住所を住宅地として、直ちに生活保護の適用を行うこと。
- ⑪市として、緊急の対応として、一時宿泊施設等（シェルター）を設置すること。
- ⑫通院のために必要な移送費の支給は、手続きを簡便にすること。
- ⑬移送費や、住宅維持費、就職支度金等、必要な制度の周知徹底を図ること。
- ⑭福祉事務所の定数を定める条例を制定すること。また、ケースワーカーの定数を大幅に増やし、定数は被保護世帯六十五世帯に一人の割合とするよう、職員配置を増員すること。
- ⑮パーソナルサポートサービスを導入し、被保護者の支援体制を強化すること。
- ⑯就学年齢のこどもがいる、生活保護世帯への学習支援を、市内全域で実施できるようさらに拡充すること。

### 【困窮者支援について】

- ①生活困窮者自立支援法により、ただちに就労が困難な生活困窮者に「中間的就労」を促す「就労訓練事業」が導入されました。最低賃金も適用されない事業に「とりあえず就労」させ、保護の打ち切りや「水際作戦」のツールになりかねません。「就労支援」の名の下、要保護者への圧力をかける事のないよう、要保護者によりそった支援を行うこと。

- ②本市に設置されている「自立支援窓口」は、本市の直接運営を堅持すること。

## 保育行政について

### 【国に要望すること】

- ①保育・子育て支援制度の関連予算を増額すること。
- ②新制度の財源は消費税であり、子育て世代の暮らしを直撃し、子どもの貧困をいっそう深刻化させます。消費税増税ではなく、国の予算の一部組み換えにより、公的保育を拡充すること。
- ③公立保育所人件費の一般財源化を撤回し、特定財源とすること。
- ④公立保育所の建設費、改修費への国庫補助の復活、自治体の公立保育所新設、建て替え、改築耐震化を支援する。
- ⑤保育所運営費を堅持するよう国に求めること。

- ⑥ 私立幼稚園の保育料減免制度である就園奨励費の支給対象の拡充、私立幼稚園への助成金を国に求めること。
- ⑦ 保育士配置基準引き上げを要望すること。
- ⑧ 2018年度から、新たな保育所保育指針・幼稚園教育要領が施行されます。今回の改定で、新たに「幼児期までに育ってほしい姿」が位置付けられ、「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」などの10の項目で示されています。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をふまえて一人ひとりを評価するよう求め、その評価をもとに園の保育・教育を見直すことを園にもとめるものとなっていることに、「幼児期の発達を踏まえたものとはいえない」「保育の内容に対する政府の直接的な統制」などの批判やこれまで積み上げてきた保育の実践がゆがめられるなどの危機感が高まっています。現場不在、子ども不在の保育指針・幼稚園教育要領の押しつけをしないこと。

#### 【市の保育行政について】

- ① 児童福祉法24条第一項に基づく、市町村の保育の実施責任を堅持すること。
- ② 公私問わず、保育所を幼保連携型認定子ども園へ移行させないこと。
- ③ 地方版子ども・子育て会議だけでなく、市民や関係者から十分に意見が聴取できる機会をつくり、市民の声が反映された保育制度を構築すること。
- ④ 父母の意向を無視した強引な公立幼稚園・保育所の統廃合、民間移管、認定こども園への移行はやめ、保護者の要求を最優先にすること。「保育所再整備計画」はやめること。
- ⑤ 公立・私立保育所および幼稚園の園舎の耐震化を急ぐこと。特に、耐震診断を早急に行い、市民に公表すること。また再整備計画とは別枠で、保育所・幼稚園園舎の耐震化計画を策定すること。
- ⑥ 地域型保育事業（小規模保育や家庭的訪問事業など）の従事資格は保育士が行うよう、本市の基準を見直すこと。
- ⑦ 市として、保育所、幼稚園、学童保育、子育て施策関連予算を大幅に増額すること。
- ⑧ 本市の保育料は県内市町、中核市の中でも最高額です。市民の強い要望に応え、保育料を引き下げること。
- ⑨ 産休明け保育、ゼロ歳児保育、障がい児保育を引き続き前進させ拡充すること。
- ⑩ 保育所の三歳以上、五歳児の脱脂粉乳給食（スキムミルク）を取りやめ、牛乳にすること。また米飯を含む完全給食と、地産地消をさらにすすめること。
- ⑪ 障害児のための保育士加配を増やすこと。国、県にも障害児保育への拡充をもとめること。
- ⑫ 認定から外れた障害児、症状未固定で認定されない障害児、多動、発達が気になる子など、課題のある乳幼児に対しても、医師や保健師の所見に基づいて保育士加配を行うこと。
- ⑬ 保育所への12.5%の子どもの入所は、保育所の新設・増設で対応し、100%基準とすること。
- ⑭ アレルギー等の除去食が必要な園児に対し、適切な指導、給食での対応が出来るよう、一所にひとりの栄養士の配置と、給食調理員の定数基準を見直し、改善を国に要求すること。実現するまで市単独でも対策を講じること。
- ⑮ 遺伝子組み替え食品や、原材料が疑わしい食品を給食に使用しないこと。
- ⑯ 学校給食と、保育所給食の食材の放射能測定を行うこと。

#### 【保育現場の労働環境について】

- ① 保育士ひとりの受け持ち人数は、ゼロ歳児二人、一歳児三人、二歳児五人、四・五歳児十五人に改善すること。「おおむね」対応は改め、乳幼児の人数が現行の保育士配置基準を超えた場合、ただちに加配すること。
- ② 私立保育所への調理員は一保育所二名以上とし、その他に事務職員も配置すること。
- ③ 公立保育所への事務員配置をすること。
- ④ 朝夕の保育士基準の緩和は撤回すること。
- ⑤ 臨時職員にも、公立なみに期末手当が支給できるように予算措置をすること。
- ⑥ 保育士の非正規化を改め、正規保育士を抜本的に増やすこと。
- ⑦ 保育士の処遇改善策を国に求めると共に、市独自の処遇改善策を講じること。
- ⑧ 出産・子育てなどで退職した保育士が復帰し働き続けやすいように、研修制度の充実、復職のための情報提供を強化すること。また、育児休暇制度など使いやすいう代替職員配置を積極的にすすめること。

#### 【子育て支援策について】

- ① 乳幼児医療費助成制度は、就学前は無料にするよう国に要望すること。
- ② 本市も乳幼児医療費助成制度を拡充し、中学校卒業まで完全無料とすること。当面、小学校卒業までの医療費は、入院院とも無料とすること。
- ③ 子どものアレルギー対策を充実させること。
- ④ 母子、父子家庭への施策を改善すること。
  - ・ 父子家庭への医療費助成制度について、「所得制限」の引き下げを行い、対象を広げること
  - ・ 一人親家庭の保育料・医療費は無料にすること。
- ⑤ 福山市遺児年金制度を復活させること。
- ⑥ 母子健康診断を、全乳幼児が100%受診できるようにすること。
- ⑦ 子育て応援センターで行われている休日保育について、実施個所数を市内全域に拡充すること。
- ⑧ 「子どもの看護休暇」は、学校行事への参加などにも使える「家族休暇」制度に拡充し、労働者一人、年間10日に増やすことを国に求めること。
- ⑨ 妊娠・出産・育児休暇を取得できる職場環境を整えること。
- ⑩ 虐待を受けた子どもへの専門的なケア、親にたいする経済的、心理・医療的・福祉的な支援を強めるため、各機関との連携を強めること。
- ⑪ 児童手当は、子育て支援の重要な柱として拡充をはかり、18歳まで支給期間の延長を国に求めること。

#### 【放課後児童クラブについて】

- ① 2020年までに全学年を対象にし、1クラス概ね40人以下での施設整備を行う事になりました。拡充に向けての計画を早期に立てること。
- ② 「遊びと生活の場」にふさわしく、専任の常勤職員の複数配置、施設の広さや設備など、安心して生活できる場とすること。
- ③ 障害のある子どものための指導員の配置が行えるよう、放課後児童クラブの加配の基準を定めること。
- ④ 4人以上の大規模のクラブは早急に分離・増設すること。
- ⑤ 利用料を同一世帯2人目から無料にし、減免制度をさらに拡充すること。
- ⑥ クラブ専用のトイレを設置すること。
- ⑦ 支援員は常勤体制とすること。
- ⑧ 支援員、補助員の給与水準を引き上げること。
- ⑨ 放課後児童クラブの事業の継続性を確保するため、企業参入は認めず、公設・公営を堅持すること。
- ⑩ 児童一人あたりのクラブの面積を1.98㎡とすること。

### 医療・衛生行政について

#### 【医療制度について】

- 「医療保険制度改革法」において、入院給食費の引き上げ・初診時選定療養費の改悪・患者申出療養制度が実施されています。患者への医療費負担軽減、公的医療保険制度を覆すものであり、制度を廃止するよう国に要望すること。
- 「地域医療構想」では、各都道府県が新たな病床再編計画をつくり、従わない病院にはペナルティを科して、増床中止や病床削減を指示できるようになります。現在でも入院ベッドの空き待ちの状況もあり、必要な医療が提供できるよう病床削減を行わないよう、国や県に要望すること。
- 医療法の改悪を撤廃し、異常に高い日本の薬価と医療機器にメスを入れ、特に高齢者医療の負担増はやめるよう国に強く働きかけること。
- 病気の予防・早期発見という主旨にたち、特定健診を市として充実させると共に、国に対しては健診でのペナルティをやめるよう求めること。
- 療養病床削減を中止し、必要なベッドを守るよう国に求めること。

【医療従事者問題について】

- 医師不足解消のため、抜本的な医師増員や医師養成への国の支援を強めるよう求めること。
- 医学部定員をただちに1・5倍化し、医師の奨学金制度・教育・研修内容の充実をはかるよう国に求め、市としても創設をすること。
- 看護職の抜本的増員・労働条件の改善と地域医療の支援、退職した看護師の再就労支援の拡充強化を国に要請し、市としても努力をすること。
- 看護学校の補助金を増額し、看護師養成に力を注ぐこと。また、福山市として看護師養成校を実現すること。
- 市内の看護師のお礼奉公の実態を各連携機関と連携をして調査し改善すること。

【患者負担について】

- 入院給食は治療の一環として、無料とするよう国に強く要望すること。
- 県の老人医療費助成制度廃止を撤回し、元に戻すよう要請をすること。
- 当面、市として食費負担の助成制度を創設し、入院給食にかかる負担軽減をすること。
- 日本国民の死因の第一位である、がんの予防治療に力を入れ、がん患者に対して、所得や地域に関わらず高度な治療・検査が受けられる体制をつくるよう国に求め、市としても体制をつくること。また、70歳以上の高齢者のがん検診の一部負担金は撤回すること。
- 自殺を防ぐためにも、NPOなど各種団体や、組織などと連携し、自殺の未然防止、問題の改善と解決にむけて取り組みを強化すること。また、自殺を防ぐうえでも、安定した職の確保や、社会保障が充実した国づくりをするよう国に求めること。
- 不妊治療の公費助成の対象年齢や助成回数を制限しないよう国に要望すること。また助成額の増額、所得制限の緩和、治療への保険適用を拡大するよう国に要望すること。

【動物愛護について】

- ペットの殺処分ゼロを目指し、真の動物愛護行政をいっそう推進すること。
- 動物愛護センターの職員を抜本的に増員し、保護した動物の治療、しつけ、訓練等を行える体制とすること。
- 市として積極的に、愛護団体やNPO、地域の住民への譲渡に対し、市としての財政責任を果たすこと。
- 動物愛護センターにドッグ・ランを設置すること
- 施設の改修を行い、動物愛護にふさわしい環境整備とすること。
- 犬や猫の不妊手術への助成制度を創設すること。
- 野犬の捕獲と躰直しや譲渡に努めること。
- 多頭飼育や動物虐待問題に丁寧に対応し、いっそう改善をはかること。

福山市民病院

- 消費税増税による影響で、市民病院の損税が経営に大きな影響を与えています。国に対し消費税中止を要請し、医療はゼロ税率とするよう要望すること。
- 利益優先で在院日数の短縮を図ることなく、患者優先の立場を貫くこと。
- 後発医薬品の使用率を引き上げ、さらなる使用率向上に取り組むこと。
- 小児科医を増員出来るよう、引き続き力を尽くすこと。また、小児救急センターを開設すること。
- 市民病院の民営化は行わず、自治体病院として運営を堅持すること。
- 障害児・者や寝たきり老人の歯科診療の開設を図ること。また今後一層の需要が高まってくる寝たきり老人や障害児・者の訪問歯科診療の開設をすること。
- アトピー性皮膚炎やアレルギー疾患の相談窓口を開設し、治療・研究体制を確立すること。
- 待ち時間を解消するため、引き続きあらゆる手立てを尽くすこと。
- 障害児・者のリハビリテーションを実施すること。
- 病院給食の民間委託を撤回し、安全な食材を使用して、適時・適温給食へ一層の改善を行うこと。
- 駐車場の有料化は撤回すること。

- 田原・山野・広瀬への出張診療は継続し、へき地医療を守ること。
- 非紹介患者加算初診料の導入は、市民が医療にかかる権利を阻害することが懸念されるため、撤回すること。
- 院内介助の体制をつくり、障害者や高齢者が安心して受診が出来るようにすること。

【市民病院の医療従事者について】

- 不足している医師の確保を早急に実現すること。特に産科医、小児科医、がん科医、脳神経科医等、医師の多忙化を解消するため、あらゆる手立てを尽くすこと。また、福山市の医師奨学金制度を創設すること。
- 医師や看護師などスタッフの勤務実態を把握し、医療現場の労働環境を改善すること。また、勤務実態把握をするためタイムカードを導入すること。
- 医療従事者の勤務環境の改善のため、厚労省の勤務環境改善マネジメントシステムを導入し、看護師等、医療従事者の負担軽減を図り、職場定着を進めること。
- 「福山市市民病院改革プラン」に示されている「収益の向上」「経営の効率化」の取り組みの強化は、患者負担増や医療現場の多忙化につながります。2016年度の医師の残業時間は、36協定の特別条項で定められている年間870時間を超える勤務者が11人、最長1060時間です。看護師の夜勤はひと月に平均8・6回も行われています。「改革プラン」を見直し、医師や看護師の労働環境の改善に取り組むこと。
- 介護・子育ての期間、看護師などの医療従事者の夜勤体制を軽減するようさらに努力すること。

## 文教経済委員会

教育は子ども一人ひとりの幸せ、成長と発達のためにあります。それだけに社会にとって大切な営みです。教育は子どもの権利であり、家庭の経済力に関わらず、すべての子どもに豊かに保障される必要があります。ところが、安倍政権のもとで、日本の教育はたいへん貧しく歪んだものになっています。

教育予算の世界ランキング（GDPにたいする公財政教育支出の割合）では、日本はまたOECD 34カ国中ワースト1になりました。

こうした低予算の下で、国民は世界では考えられないような高学費に苦しみ、教育条件も欧米では一学級20〜30人が当たり前なのに、日本では小学校3年以上は40人学級のままです。

先進国並みの無償教育、教育条件を充実するよう、国に求めること。

憲法と子どもの権利条約を生かした教育法制度を確立するために、以下の項目を要望します。

憲法26条は、国民の教育を受ける権利を定めています。そこでの教育とは、教育をおこなう側が自由勝手にしてよいものではなく、子どもの学習し成長する権利にこたえ、それを満たすことのできる者の責務です。戦前のように「教育は国家のためである」として時の権力が教育を左右することは、平和・人権・民主主義の憲法の精神と相容れません。憲法や子どもの権利条約の精神を生かした教育をすすめるための必要な法制度をととのえるため、以下の項目を要望します。

● 子どもの権利条約を教育に生かすこと……子どもの権利条約は、日本政府も批准しており、その精神と各条項を、政府、自治体ともに遵守することは当然のことです。

「子どもの最善の利益」「意見表明権」「余暇・休息、遊び、文化の権利」など子どもの権利を学校などあらゆる教育の場で生かし、それに反する制度を見直すこと。

● 憲法と子どもの権利条約に基づいて、教育基本法を改善すること……教育への国家的統制を進める改悪教育基本法（2006年）を、憲法と子どもの権利条約に基づいて再改正するための国民的討論を進める場を設けます。そのなかで、戦前の教育を反省し、教育の目的を「人格の完成」にすえた、戦後初期の教育基本法（1947年）の精神を受け継ぎ、発展させるよう、国に求めること。

### 教育費負担の軽減を

教育は人権であり、経済的な理由で教育上の差別をすることは禁じられています。ところが教育費負担の重さは、その原則をふみにじり、格差の連鎖をうんでいます。

国に対して、教育費無償をめざして、次の要望を行うことを求めます。

● 義務教育期間中の教育費負担解消を……憲法で義務教育無償が定められていますが、授業料や教科書の無償に限られ、給食費、ドリル代、修学旅行積み立てなど義務教育でも保護者負担は相当の金額です。義務教育無償の原則にもとづき、給食費、副教材をはじめとする義務教育期間中の教育費負担を解消すること。

● 就学援助の拡充を……就学援助制度は経済的な困難をかかえる子どもに義務教育を保障するための命綱です。ところが、「子どもの貧困」が深刻な問題になっているときに、国庫負担が廃止されました。

国庫負担制度をもとに戻し、対象を生活保護基準×1.5倍まで広げ、支給額も増額するとともに、利用しやすい制度にするよう、国に要望すること。

また、入学準備金については、早急に、入学前に支給すること。



● 幼児教育の無償化をすすめること……乳幼児は人格の土台をつくる大切な時期です。ところが、日本の乳幼児教育の予算はOECD諸国の平均の半分しかありません。予算を引き上げ、すべての乳幼児が豊かな保育がうけられる体制を整えるとともに、保育園、幼稚園とも無償化を進めるよう国に要望すること。

● 高校授業料を完全無償化すること……安倍政権は、高校就学支援金に所得制限を導入して制度を後退させ、申請手続きなしに制度を利用できなくなり、さまざまな矛盾がうまれています。所得制限なしに戻すとともに、私立高校への支援金を増額し、私立高校も授業料無償とするよう求めること。

● 大学学費を、国公立も私立も半分に引き下げること……日本政府も承認した国際人権規約の「大学教育の段階的無償化」を具体化し、大学教育無償とするよう要望すること。

当面、国公立も、私立大学も10年間で半分にまで引き下げるよう要請すること。  
そのために国立大学運営費交付金、私大助成の金額を計画的に引き上げるとともに、公立大学への補助制度を創設するよう求める事。

● 給付制奨学金を抜本的に拡充し、有利子奨学金は無利子にすること……日本の奨学金は名前こそ「奨学金」ですが、その実態は学生を借金漬けにしてしまう「学生ローン」です。

名実ともに「奨学金」といえるものにするため、①給付型奨学金を抜本的に拡充する、②有利子奨学金はすべて無利子にする、③既卒者の奨学金返済の減免制度をつくり、生活が困窮する場合の救済措置を講ずるよう要望すること。

● 各種学校・専門学校の負担軽減を……高卒後なんらかの教育機関に進学する割合は70%に達しています。ところが各種学校・専門学校には大学のような公的助成がなく、年間100万円〜200万円の学費がかかります。しかし北欧などでは専門学校も無償となっています。国に対し、公的助成に着手するよう、要望すること。

● 35人学級を早期に完成させ、さらに少人数学級にすむよう要望すること……少人数学級は、子どもの悩みやトラブルに対応するうえでも、子どもの発言の機会が増えるなど学習を豊かにするうえでも、重要な教育条件です。

欧米でも20人から30人学級が当たり前です。ところが安倍政権は、国会が全会一致で決議した「小中学校の35人学級の全学年実施」に5年連続で背を向け、35人学級を小学校1年と2年でしか認めていません。国としての35人学級を早期に全学年で実施するよう要望するとともに、市独自で少人数学級を推進すること。

● スクール・ソーシャルワーカー、カウンセラーなどの配置の拡充を……欧米の学校では先生以外に多くの専門職員が配置され、子どもの育ちを支えています。アメリカでもイギリスでも教員とほぼ同数の専門職員が配置されています。ところが日本は教員数の七分の一しか専門職員がいません。「子どもの貧困」などに対応できるスクール・ソーシャルワーカーは週一回三時間、48週勤務のパートを「1人」と数え、フルタイムに換算すれば154人分しか配置されていません。

必要な専門職員を定数化して十分に配置するとともに、職の専門性・独立性を尊重した待遇とするよう、要望すること。

● 学校統廃合計画を中止し、小規模校を残すこと……政府は、教育予算削減のために学校統廃合の推進を打ちだしました。しかし、小規模な学校は子ども一人ひとりに目が行き届くなどの優れた面があるとともに、地域の維持と発展にとってかけがえのない役割があります。

統廃合は、地域の教育力の衰退、子どもの長時間通学、いざという時の安全面の不安などでもデメリットがあります。子どもの教育を後退させ、地域の存続を危うくする、福山市学校再編計画を見直すとともに、小規模校を地域に残して充実させ、地域づくりを進めること。

- 保健室の充実を……学校の保健室は、医師、カウンセラーなどの専門家と連携して、子どもの心身を支える、多様でかけがえのない役割を果たしています。養護教諭の複数配置をすすめるなど拡充をすすめること。
- 遅れている学校耐震化推進計画を前倒して進める事……校舎の耐震化を早急に完了すること。
- 学校校舎・施設の老朽化の対策を進める事……学校校舎・施設の老朽化が深刻な問題です。校舎などの老朽化は、雨漏り、壁に穴、外壁落下、トイレの悪臭など、子どもたちの安全にかかわる事態ですが、老朽化対策に必要な予算を確保できず放置されていることは大きな問題です。学校施設整備の福山市の予算を増額するとともに、国に対して、補助率と補助単価を引き上げるよう、要望する。
  - 学校給食の拡充を……安全で豊かな学校給食のために、中学校給食は自校方式とすること。また、学校給食費の未払いをすべて保護者の責任にするのではなく、無償化の方向を検討すること。また、正規の学校栄養職員・栄養教諭を一校に一名配置すること。
  - 小中一貫校について……安倍政権のすすめる「小中一貫校」構想は、学校統廃合の推進が最大のねらいです。しかも小学校高学年の自覚などこれまでであった子どもの成長に有益なものが失われる、学校がマンモス化する、中学のテスト体制や厳しい管理が小学校に拡大するなど多くの問題をかかえているため、導入しないこと。
  - デジタル教材について……デジタル教材は、子どもへのさまざまな影響、教育効果の程度について多くの問題点が指摘されています。しかも保護者に高額な負担を求めるとすれば許されるものではありません。メーカー中心で導入先がありきを決めるのではなく、子ども、保護者、現場教員、研究者中心にメリット・デメリットをはつきりさせること。
  - 学校図書館に学校司書の配置を……学校図書館に専任・専門・正規の学校司書を配置すること。
  - 社会教育を拡充するとともに、表現や学習の自由を保障すること……社会教育は住民の学習権を保障するとともに、地域のコミュニティの形成、子どもや親への支援など多くの役割をはたしています。そうした役割が発揮できるよう、社会教育予算の削減や施設の有料化、公共施設再整備計画の下での社会教育施設の廃止・再編を中止すること。また公民館などの増設をすすめるとともに、社会教育主事など職員の増員をはかること。住民の学習の場である社会教育における表現の自由、学習の自由を尊重すること。
  - 外国人の子どもへの教育条件の整備をすすめること……国際人権規約、子どもの権利条約にもとづき、公立学校への受け入れ体制の整備、外国人学校への支援、日本語教室設置、公立高校への入学資格の改善など在日外国人の子どもへの教育を保障すること。子どもの生活のためにも、外国人の賃金未払いや劣悪な労働条件の改善、福祉・医療を受けやすくするとともに、地域での共生をすすめること。
  - 夜間中学の開設を……夜間中学は、戦争の混乱や経済的な理由により教育を受けられなかった多くの人、不登校の子ども、障がい者、中国帰国者・在日外国人らにとってかけがえのない義務教育の場となっています。ところが全国にわずか31校しかなく、市内にはありません。2016年12月に成立した教育機会確保法に基づき、市内での協議会の設置と、夜間中学開設を急ぐこと。

### 特別支援教育・障害児教育の拡充を

障害のある子どもの教育は、その子どもの成長し発達する権利を保障し、障害のある人々の「社会への完全かつ効果的な参加」を実現するものでなければなりません。その立場から、以下の政策の実現をめざすこと。

● 特別支援学校の教室・教員不足の解消をすすめること……特別支援学校に在籍する子どもが急増しているのに市内の特別支援学校では、「1つの教室をパーテーションなどで仕切って2学級が使う」「できるだけ音を出さない音楽」「できるだけ体を動かさない教室内での体育」などの事態が進行しています。

福山市立特別支援学校を新設すること。

学校設置基準を設け、学校を増設するよう、国につよく要望すること。

さらに、子どもの障害の重度化重複化に対応できるよう教員を増員すること。

スクールバスを増車し通学の負担を減らすよう、県と協議すること。

医療・福祉など専門機関とのネットワーク、巡回相談など地域全体の支援体制をつよめること。

● 特別支援学級の拡充をすすめること……特別支援学級に在籍する子どもたちの障害の複雑化に対応するため、教員を増員するとともに、学級編制を低学年と高学年などに分けるなどして教育条件を向上させること。さらに、教員が特別支援教育についての専門性をもてるような採用・異動などのしくみを改善すること。

● 通級指導教室の条件整備を進めること……通級指導教室は、数十万人と推定されている通常学級に在籍する発達障害の子ども、その他さまざまな事情から支援が必要な子どもの教育にかけがえのない役割をはたしています。通級指導教室への要望を調査し、それに基づいた整備計画を立て、教室を増やすこと。

「生徒10名に教員一人を配置」など基準を設け、必要な教員を定数化すること。

● 過度の競争と管理を改善し、子どもを排除しない学校をきずくこと……この間、特別支援の学校や学級の在籍数がふえ続けています。その背景には子どもにあった専門的な教育を受けさせたいという願いの広がりもありますが、「学力テストの平均点アップに汲々とする」「子どもを力で押さえつける」など過度の競争と管理によって子どもたちが通常学級にいつらい状態が広がっている問題もあると思料されます。

過度の競争と管理を改善し、学校をどんな子どもでも排除されない、ゆったりとした人間的な雰囲気のある場にする。

● インクルーシブ教育にふさわしい教育制度の検討について……国連の「障害者権利条約」は、障害のある人が障害のない人と分け隔てなく人権を保障され、豊かに生きられる社会を実現するために、教育の分野で「インクルーシブ教育」を提唱しています。

そのためには、子どもの「最大限の発達」と、「社会への完全かつ効果的な参加」が欠かせません。

日本の教育制度がインクルーシブ教育にふさわしいものとなるよう、条件整備などの改善を国に求めること。そのなかで特別支援学校を小規模分散の地域密着型にすることなどを要望すること。

### **いじめも指導死も体罰もない、安全な学校を**

いじめ問題の解決を学校関係者、市民とともに進めること……いじめは相手に恥辱や恐怖を与え、思い通りに支配しようとするもので、ときに子どもを死ぬまで追いつめる事件に発展します。

多くのいじめ被害者は、その後の人生を変えてしまうような心の傷をうけます。いじめはいかなる形をとろうとも人権侵害であり、暴力です。そうしたいじめが全国の学校に広がっていることは、社会全体の大きな問題です。そのため、次に述べる方向での改善を提案します。

——学校での対応として、①いじめへの対応をせつたいに後回しにしない命最優先の原則の確立(安全配慮義務)、②ささいなことでも様子見せずに対応するため、教職員・保護者の情報共有を重視する、③子どもの自主的活動の比重を高め、いじめをとめる人間関係をつくる、④被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしつかり対応する、⑤被害者家族の真相を「知る権利」を尊重し、学校側がつかんだ情報をかくさない、などを重視すること。

——行政側の条件整備や対応として、①教員の「多忙化」解消、少人数学級推進、養護教諭・カウンセラーの増員、いじめ問題の研修、②深刻なケースに対応できる全国的なセンターとして「いじめ防止センター」の設立、

③厳罰主義などいじめ解決に逆行する方向でなく、子どもの安全に生きる権利を保障する方向で「いじめ対策法」を運用する、④いじめ解決に逆行する、「いじめ半減」などの数値目標化、教職員をバラバラにする上からの教員評価などの教育政策をあらためること。

——いじめ増加は子どものストレスの増大を示し、その背景には教育や社会の歪みがあります。過度の競争と管理の教育をあらためるとともに、弱肉強食の社会のあり方をかえていくことを重視すること。「いじめ」や「指導死」などがおきた場合、事実関係の調査と再発防止のために、第三者調査などを義務付けること。

●学校から体罰をなくすこと……肉体的な苦痛や恐怖で子どもを服従させることは、成長途上の子どもは体だけでなく、心に複雑で深い傷を残します。法律で明確に禁じられているにもかかわらず、少なくとも学校で教員による体罰・暴力がいまだにあることは、日本の教育の重大な問題です。

●学校から「指導死」をなくすこと……他の自治体では、部活や生活指導のなかで、教員の「指導」により、子どもがおいつめられ、あるいは暴行をうけ、自殺したり、一生寝たきりになるほどの怪我を負ったりするなどの事案が後をたちません。

「指導」の名で子どもを傷つけたり、見せしめにして人格を否定したりすることは、教育の場であってはならないことです。「指導死」をなくすため、通達を出すだけの「通達行政」「手引き行政」をあらため、教員の指導の中に安全配慮義務や「人間の尊厳」の尊重を確立するために、教員集団の話し合いや研修などを重視すること。

●学校の安全対策をすすめること……学校での事故や犯罪から子ども、教職員らの生命を守る仕事は急務です。「安全配慮義務」を明記するなど、子どもの「安全に教育を受ける権利」を保障する「学校安全法」「学校安全条例」の制定を進めること。

### 不登校の子どもを温かく支援し、フリースクールなどへの経済的支援を

不登校の子どもの安心を第一に、学びと自立を温かく支援すること……全国で不登校の子どもが12万人を超えているのは、日本の学校が子どもにとって息苦しい場となっていることを示しています。

競争的で管理的な学校や社会のうみだした問題であり、不登校を本人や家庭の責任とすることはまちがいです。この立場から、次の政策を進めること。

- ① 子どもと親とが安心して相談できる窓口を拡充すること。
  - ② 子どもの居場所として、学校復帰を前提としない公的な施設を拡充すること。
  - ③ 学校以外のさまざまな学びの場（フリースクール、フリースペースなど）をきちんと認め、公的支援をおこない、学校と同等の支援をめざすこと。
  - ④ 不登校の家庭の子育てを支えている親の会などへの公的支援をおこなうこと。
  - ⑤ 学校をすべての子どもにとって「安心して休める学校」にし、子どもを緊張感から解放すること。
  - ⑥ 「不登校を三年で半減」「不登校ゼロ作戦」など学校復帰を前提とした、子どもや親をおいつめる施策は行わない事。
- 「ひきこもり」の青年の相談・支援をつよめること……ひきこもりが今日のように数十万人にも広がった背景には、競争的な教育や不安定雇用の拡大など「弱肉強食の社会」が、人々に挫折感を与え、かつそこからの快復を支える人と人とのつながりを希薄にしてきたことがあります。安定雇用や社会保障を拡充し、「だれでも安心して生きられる」社会への転換をはかる必要性を認識すること。
- ひきこもりとその家族を支える児童相談所、保健所、医療機関などの専門機関を拡充すること。

### 主権者教育、市民道徳など民主主義社会にふさわしい教育を

民主主義の原則にもとづく主権者教育をすすめること……18歳選挙権の実施にともない、主権者教育、政治教育をいっそう充実させること。

主権者教育、政治教育では、「個人の尊厳」や基本的人権の重要性を学び、主権者として批判的に政治や社会の問題を考え、みずから行動してよりよい社会をつくる主権者に成長することが大切です。国民の間で意見の対立がある政治課題を扱う場合、教員が特定の政治的立場を押し付けないことは、民主主義社会での教育の大原則です。同時に、生徒から尋ねられた時や授業の必要から、教員が自らの政治上の意見を強制しない形で述べることが当然保障されなければなりません。学校での主権者教育、政治教育にたいする政治家や行政からの不当な介入に反対し、教育が自主的にすすめられるようにすること。

● 高校生の政治活動の自由を尊重すること……憲法はすべての国民に政治活動の自由を保障しており、高校生にも当然政治活動の自由があります。ところが国は、高校生だけ政治活動を禁止・制限する通知を出し、一部には集会参加や演説会を聞くなどの政治活動を届け出制にする高校まででています。このような憲法違反の制限は行わないこと。

● 道徳教育も個人の尊厳・民主主義を土台にすえること……民主主義社会の道徳教育は、すべての人に人間の尊厳があることを土台にし、子ども一人ひとりの選択による価値観形成を大切に、市民道徳の教育として行われることが大切です。戦前の封建的な道徳教育のようになってはいけません。

ところが安倍政権は「道徳の教科化」によって、国が教科書検定などを通じて上から子ども、ひいては国民の道徳を管理しようとしています。このような国定道徳の押しつけは行わないこと。

憲法や子どもの権利条約などの学習、いじめや人間関係のトラブルなどをみんなで解決していくクラス討論や学校行事などの自治活動、すべての授業や生活で子どもが人間として大切にされ体罰などがきびしく批判されること——そうした教育全体をとおして市民道徳の教育が行われるようにすること。「道徳の時間」はそれらの一つとして位置づけてこそ有効なものになります。また愛国心についての教育は、戦前の偏狭な愛国心をとまなつておこなわれた植民地支配と侵略戦争の歴史の問題を伝えてこそ、世界の人々と共生できるものとなりえます。

● 厳しすぎる校則や「ゼロトレランス」政策、「学校スタンダード」の見直しをすること……「靴下の色は白一色。少しでも模様があれば違反者となり、親は白い靴下を買って学校に届けなければならない」など、人権無視にいたる生徒指導規程は、撤廃すること。

● 自主的な性教育を尊重するとともに、性的マイノリティ(LGBT)の子どもへの配慮すること……性教育は、子どもを人間として大切にしようと、専門家や保護者らの努力ですすめられてきました。

ところが一部の政治家が、マスメディアも動員した性教育バッシングを行うなかで、現場の柔軟なとりくみが萎縮させられています。こうした政治的介入をゆるさず、子どもたちに科学と人権をベースに、体や心の仕組みや発達、性のちがいや多様性などを伝え、自己肯定感情をはぐくむ、自主的な性教育を尊重すること。

同性愛や性同一性障害などを含む性的マイノリティ(LGBT)の子どもへの適切な配慮を求める運動は国を動かし、配慮を求める通知が全国の学校にだされました。「児童生徒が自認する性別の制服・体操着などの着用を認める」「標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)」「着替えの際に皆とは別に保健室の利用を認める」「修学旅行で1人部屋の使用を認め、入浴時間をずらす」などの配慮が実際におこなわれるようにするとともに、教職員や子どもたちの理解を進めるため、研修や授業での取り扱いをすすめること。また、LGBTへの無配慮な生徒指導規程は、廃止すること。

● 過去の戦争への反省を教育の面からも重視すること……日本がかつておこなったアジア諸国にたいする侵略戦争と植民地支配は、アジアの人々の無数の命を奪い、塗炭の苦しみを与えました。過去の歴史への反省は日本国憲法に刻み込まれ、日本が戦後の国際社会に復帰した際の大前提ともなっています。

その立場から、過去の侵略戦争と植民地支配の歴史的な事実と反省を教科書に反映する努力をすすめること。過去の侵略戦争と植民地支配への反省は、日本の子ども的人間的な誠実さや真の誇りをはぐくみ、世界とアジアの人々と肩を並べて生きていく子どもを育てるうえで不可欠です。「日本の戦争は自存自衛とアジア解放が目的」「日本軍慰安婦などなかった」などの事実と日本の根本的立場に反する立場からの教育現場への介入や、教科書の採用は行わないこと。

## 教育への国家統制に反対し、豊かな授業と教育をすすめること

● 学習指導要領を強制性のない「大綱的基準」とするよう国に要望すること……現在の指導要領は国の強い関与のもとに一部の考えだけでつくられ、過密カリキュラムで「落ちこぼし」をふやす、内容的にも科学性や系統性に欠けるなど多くの問題をかかえています。それにもかかわらず「法的強制力」があるとされ教員に強要され、スピード授業、創造性のない画一的な授業の原因となっています。

学習指導要領の内容を、研究者や教職員、保護者など国民参加で抜本的に見直すよう要望すること。

なお、現在の「小学校英語」や2020年度導入が検討されている「小学校英語の教科化」は、体制なしに形だけ「英語」教育をすすめるものです。豊かな英語教育へ国民の各分野の英知をあつめて再検討すること。

● 学力形成に有害な全国学力テストを廃止し、創造的な授業を奨励すること……安倍政権が全国学力テストを導入してから、各地で学校・教員が平均点競争に走らされ、「平均点を上げるため先生が正解を教える」「テスト対策のドリルばかりでほんらいの授業がおろそかになる」などの声が聞かれます。

学力形成に有害な全国学力テストを廃止し、学力の全国的調査は以前のような抽出調査に戻すこと。

そして、面白く分かりやすい自主的な授業づくりを奨励し、学習のおくれがちな子どもへのケアを手厚くするなど、ほんらいの学力形成をすすめること。

● 子ども・保護者・教職員・住民による「参加と共同の学校」づくりをすすめること……子ども・教職員・保護者・住民らが話し合って教育を創造していく「参加と共同の学校」をめざすこと。

職員会議の形骸化をあらため、教育方針についての合意形成の場として位置づけること。

行政の決めた数値目標に教育を従属させてゆがめる「PDCAサイクル」などの押しつけは行わないこと。

● 日の丸・君が代」の強制を行わないこと……憲法19条(思想、良心、内心の自由)に違反する、「日の丸・君が代」の強制しないこと。入学式・卒業式は、子どもにとって最善のものにするため、教職員、子ども、保護者で話し合って行なえるようにすること。

その合意によって「君が代」斉唱がある場合でも、アメリカのように、斉唱を拒否する自由が生徒にも教職員にもあることを明確にして、内心の自由を守ること。

## 教職員の「働き方改革」を、教職員定数増によって、実効あるものに

先生たちの異常な長時間労働や、「非正規」教職員の急増は、教職員の生活や健康にとっても、子どもの教育のことを考えても、一刻も早く解決すべき問題です。解決へ向け以下の事項を要望します。

● 教職員の長時間労働を緊急に改善を……国の2016年度教員勤務実態調査は、平日の勤務時間が小学校で11時間45分、中学校で11時間52分など、10年前の調査に比べても長時間労働になっていることがわかりました。教員が勤務時間内に授業準備や子どもと向き合うことに集中できるように、以下の方向で長時間労働の解決をすすめること。

①教職員の増員(緊急に、この間の授業時数増にみあう定数増。持ち授業時数の上限を設け、それに見合った定数の抜本増)、②業務の改善(現場の負担も考えずに乱発した「教育改革」の中止、免許更新制の廃止、各学校の自由な話し合いによる業務の整理・削減)、③部活動の改善(すべての関係者の合意で、土日どちらか休養日、練習時間の上限設定、全国大会の縮小・廃止など)、④労働法の適用(勤務時間の把握、労働安全衛生体制の確立、勤務時間と健康についての研修、働きすぎたら休めるなど長時間労働の防止、教職調整額の維持と超過勤務手当の支給など)

● 臨時教員の待遇改善と正規化をすすめること……以前は教員の世界には、臨時教員は産休代替などの際に限定的なものでした。それが2004年の法改悪で「定数崩し」の制度が導入され、臨時教員が限定なく認められるようになり急増し、今では全教員の16.5%をしめています。

臨時教員は担任などの仕事をしているにもかかわらず、低賃金で来年の契約があるかどうか分かりません。そうした待遇を改善するとともに正規雇用にきりかえることを求めます。

- ① 教員が暮らしていけるだけの給与に引き上げること。
- ② 病休・有休取得、職員会議の参加などでの差別を禁止すること。
- ③ 臨時教員急増をまねいた「定数崩し」の制度を見直した臨時教員比率の上限を設定し正規化をすすめます。

● 教員を専門職として尊重すること……教員は専門職であり、上意下達では責任をもった仕事をするべきではありません。このことは「ILOユニesco・教員の地位に関する勧告」にも明記された世界のルールです。教員を教育の専門家として尊重し、学校運営のみならず教育政策の決定でも重要な役割を果たせるよう改善すること。

● 「教員免許更新制」を廃止すること……「教員免許更新制」は、教員の身分を不安定にして、政府言いなりの「物言わぬ教師」づくりをすすめるものです。受講は自己負担の上に、大量の教員に「講習」が義務づけられるのに講習の開設義務が誰にもない、講習中の代替要員もないなど制度的にも破綻しています。同制度を廃止するよう、国に要望すること。

● 教員の研修を改善すること……新任の先生を長時間子どもから引き離す、「初任者研修」を抜本的に見直すこと。実施時期は、年度当初を避けること。

● 「教員評価」制度を見直すこと……現在の「教員評価」制度は、教員の目を子どもではなく管理職や行政に向けさせるだけです。また行政が教員の優劣をきめ給与に差をつければ、教員どうしの協力や連携がこわれ、子どもの教育が劣化します。教員評価というなら、教員の努力を励ます、教育活動へのいい評価であるべきです。そのためにも、子ども、保護者、同僚、専門家などの関与や、評価者と評価される者と双方向的な関係を大切にすべきです。

## 文化・スポーツの振興について

- 青少年が自主的に運営できる青少年施設を作ること。ライブ、フリーマーケットなどの青少年の活動できる空間を保証すること。
- 野球ができるスポーツ広場を増設すること。
- スケボー公園を競馬場跡地広場など、身近な地域に設置すること。
- 市民がモータースポーツに触れ合うことができる（仮）モータースポーツ公園の設置を検討すること。

## 文化遺産の保護・活用について

- 市内全域の埋蔵文化財の調査、保存をさらに進めること。
- 福山駅前、福山城遺構や海に開けたまちの歴史的経緯を大切に、高層ビルの建築を規制するなど、景観を守ること。
- 福山城の改修、福山城公園の除草・大木の剪定、石垣の雑草の処理など、公園の維持管理予算を増額し、清潔な公園を保持すること。
- 無形文化財や伝統的な風土芸能など技芸継承事業を拡充し、保存団体などへの助成を強めること。
- 鞆町の重伝建指定区域を早急に拡充し、歴史・文化を活用したまちづくりをさらに積極的に推進すること。
- 鞆町医王寺周辺の遊歩道を整備し、観光資源として活用すること。
- 鞆町における、土砂災害等危険個所について、自然災害につよい町づくりを進めること。
- 今後策定される「福山市歴史文化基本構想」に基づき、歴史・文化を大切にしたい町づくりを進めること。

## 商工・労働行政について

### 《中小企業・小規模事業所振興策について》

- 現在行っている「ふくの耳プロジェクト」の取り組みは評価できますが、製造業のみならず、全ての職種の中小企業の実態調査をすること。
- 市として、中小業者に無担保、無保証の融資制度、不況融資制度を拡充すること。とりわけ「市税の完納証明」の添付要件を撤廃すること。
- 中心商店街の宅地について固定資産税の軽減措置をとること。
- 「住宅リフォーム助成制度」「小規模工事等希望者登録制度」を早急に創設すること。
- 中小企業振興基本条例を制定し、中小企業支援策を、市政の根幹に据えること。
- 所得税法56条を廃止し、家族従業者の労賃を正當に評価する税制に改善するよう、国に強く働きかけること。
- 公契約条例を創設すること。

### 《労働者の暮らしと権利》

- 労働者の権利を守るため、労働者派遣法を抜本的に改正し、「正規雇用が当たり前」となるよう国に要望する  
こと。
- 緊急雇用対策を強化し、福祉、医療、道路維持、国土保全などの分野で、市の責任で雇用創出をおこなうこと。とりわけ、耕作放棄地や、里山・里地・里道・市道の維持管理に、緊急雇用を増員し、失業対策事業を構築すること。
- 失業給付期間の延長を政府に要求すること。失業中の生活保障と再就職の道を援助すること。
- 全国一律最低賃金制の実現と、大幅引き上げを求め、当面1時間1000円の実現を要請すること。
- 大学・高校新卒者の雇用拡大に、鋭意努力すること。
- 市役所の職員の雇用は、正規雇用とすること。
- 市として、教育、保育、保健、介護、消防等、正規職員を増やすこと。
- 雇用、労働の場での国際的基準にもとづく男女差別是正をはかること。
- 市内の外国人労働者の、就労実態の調査を行い、劣悪な労働条件を改善させること。
- 障害者A型事業所の離職者を、市の臨時職員として雇用すること。

### 《観光振興について》

- 福山市歴史文化基本構想に基づいた観光振興を充実すること。
- 《農林畜産振興について》
  - TPP11の国会批准に反対すること。
  - TPP11による、市内の農林水産業への影響調査を早急に行うこと。
  - 農業の大規模化や企業参入を促進するのではなく、所得補償など、小規模農家の実情に合わせた支援制度を充実させること。
- 都市農業を守るため、市街化区域の農地の固定資産税を抜本的に引き下げること。
- 食肉センターの民営化は行わないこと。
- BSE検査は、全頭検査を復活すること。
- 農作物に被害を与える有害鳥獣対策を、引き続き充実すること。
- 枯損木の処理や下刈り等の公共事業を創設し、里山整備を進めること。その際、離職を余儀なくされた人を積極的に正規職員として雇用すること。

### 《漁業の振興について》

- 豊かな漁場作りを進めるため、沿岸漁場の埋め立ては禁止すること。
- 漁業後継者の育成に力を尽くすこと。そのための振興ビジョンは関係者の意見を十二分に反映すること。
- 瀬戸内海の漁獲資源を復活させるため、芦田川河口堰を全面開放すること。



## 環境行政について

### 《地球温暖化対策》

- 温室効果ガスについて、最大の排出源である産業界の削減のため、公的削減協定など実行ある施策を実施すること。とりわけ、大規模排出事業者である、JFEスチール西日本製鉄所福山地区事業所に対し、温室効果ガス排出量データの開示とCO<sub>2</sub>削減目標の設定を求めること。

### 《ごみ減量化とリサイクルについて》

- ごみ問題を根本的に解決するためには、「大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイル」を改めること。
- 今後策定される「廃棄物処理基本計画」は、焼却は最小限に抑え、分別種類の拡大、さらなる排出抑制を進めるよう、市民参加を促すこと。
- RDF事業から撤退し、撤退後は、福山市内の自区内処理を厳守すること。
- ごみ収集の有料化は、決して行わないこと。
- 新浜し尿処理場跡地を地元要望の強い、災害避難施設とすること。
- 箕沖町における、ツネイシ・カムテックス株式会社の産業廃棄物処理施設において、放射能汚染された可能性のある廃棄物は、厳に受け入れないように、引き続き指導すること。

### 《大気汚染防止対策について》

- 福山市の降下煤塵の測定箇所を抜本的に増設するとともに、固定発生源に対する、排出抑制の指導を強化する。
- 福山市の光化学オキシダント多発の原因を究明し対策を講じること。
- P R T R法に基づく制度の厳格な運用に努める事。
- J F Eスチール西日本製鉄所福山地区事業所に対し、廃プラスチックの高炉還元剤使用の状況について、ダイオキシン類やその他の化学物質の発生状況を公表するように求めること。

### 《生物多様性について》

- 福山市の野生生物を守るために、環境破壊をひきおこす大型開発は行わないこと。
- 日本在来種の生物を育成保存するため、外来生物の影響調査を行い、対策を明らかにすること。
- 渚や磯を保全し、埋め立てはおこなわないこと。

まちづくり

- 1、(仮称) 福山のまちづくり条例を制定し、住民主人公のまちづくりを貫くこと。
- 2、大規模開発優先政策を改め、地域開発・港湾整備計画などは、財界のシンクタンクや民間コンサルタントに安易に頼らず、計画の段階から住民参加を保障すること。
- 3、再開発・都市基盤整備は、大手デベロッパー主導は取りやめ、計画の段階から公開と市民参加を重視し、住民の利益と地域・地場産業の発展に役立つまちづくりを進めること。
- 4、市街地再開発事業は、地元関係権利者の負担軽減、特に弱小権利者の保護などを配慮し、「再開発ビルを核とした高度利用」の時代遅れの在り方は改め、自然や歴史の重視、居心地の良さなど、人間の生活を優先した未来型のまちづくりを志向すること。

【駅前周辺整備と伏見町再開発】

- 1、福山駅前再生ビジョンでは、「Park-PEI」制度の活用で駅前広場の整備を行おうとしているが、民間事業者の収益を確保するために、建ぺい率が大幅に緩和され、公共オープンスペースとしての駅前・駅裏広場の基本的性格が歪められる危険性がある。  
駅周辺緑地は市民交流、レクリエーション活動の場や、都市環境の改善に資する緑地であり、災害時の避難スペースなど、多様な役割を果たすスペースであることから、原則として建築物が建てられないオープンスペースとしての基本的性格を有しており、民間の事業者の収益確保に提供することは許されない。  
市が、市民要望をよく聞き、直接責任を持って再生計画を策定すること。
- 2、伏見町再開発は、大規模開発型をやめ、個人の住宅再建支援や低層、低容積再開発で、地権者の個別の権利を守ることを守ること。
- 3、お城の景観と福山の歴史を最大限生かした特色のある整備を行うこと。
- 4、今後予定している、福山駅北口整備は、必要最小限の再開発とし、市民の意見や歴史・文化財の専門家の意見を十分に組みつくし、貴重な歴史遺産である福山城や石垣・景観を生かしたものとすること。

【鞆のまちづくり】

県知事が鞆港埋め立て架橋計画の白紙撤回後のまちづくり案を提案しているが、住民不信を生んだこれまでの経緯を教訓とし、押し付けを廃し、住民主人公のまちづくりを進めること。

- 1、自然景観・歴史的景観を守る(仮称)「鞆の浦景観保存条例」を早急に定めること。
- 2、まちづくりは計画の段階から、住民参加を保障し、防災を理由に、防潮堤の設置などの新たな大型公共事業の持ち込みは止めること。
- 3、重要伝統的建造物群の申請が行われたが、今後、範囲を拡大し、歴史的景観を十分に生かしたまちづくりを進めること。
- 4、歴史的建造物については、大改築もできるよう補助額を大幅にふやし、保存実績がさらに上がるよう改善すること。
- 5、早急に、港湾5点セットを国の重要文化財に申請すること。
- 6、国の重要文化財である太田家住宅朝宋亭の早期修理に取り組むこと。
- 7、江元一町内付近の文化財の水中考古学調査を行い、歴史的価値を明らかにすること。
- 8、江之浦から焚場間の海浜を早急に重要文化財景観地区に指定すること。
- 9、港湾内への生ごみ投棄を止めさせ、清浄な水質を保つこと。
- 10、公共下水道の布設を急ぐとともに、個人浄化槽の設置補助を含め、鞆町の地理的条件に即した下水処理整備を急ぐこと。

## 【神辺のまちづくり】

- 1、住民不在の都市再生政策を抜本的に見直し、住民参加と住民意志の尊重を徹底すること。
- 2、事業推進に反対の審議会委員が過半数を占めた川南区画整理事業は白紙撤回し、必要な道路は用地買収方式で行うこと。
- 3、地区計画区域の道路建設は用地買収方式で行うこと。
- 4、農業が続けられるよう、農地を市街化調整区域に編入できるように、都市計画を変更すること。

## 公共事業

公共事業政策で大事なことは、国民のいのち・安全、暮らしに必要な事業は何か、何を優先すべきかを見定めることである。新規の高速道路建設の優先度は高くない。

南海トラフ地震が懸念される今、最優先しなければいけないのは、耐震化対策や老朽化対策など既存社会資本の維持管理・更新である。

公共事業政策は、財界・大手ゼネコンなどの国際競争力強化を軸にした産業政策や大型開発依存型の地方活性化策から、国民の命・安全、暮らしを守り、地域経済再生に役立つ方向へ根本的転換をはかる必要がある。

- 1、高速道路など新規建設を抑制し、防災・老朽化に備えた維持・更新事業を優先すること。

○「建設さきにあき」の道路建設計画を根本から見直し、新規建設を抑制すること。

○既存公共施設の、修繕・更新費用の試算、長寿命化計画を急いで策定し、老朽化対策を優先して実施すること。

- 2、大型開発事業より雇用に役立つ小規模事業、住民生活密着・地域循環型へ切り替え、中小業者への仕事発注で、地域経済再生に役立つ公共事業をすすめること。

- 3、いのち・安全を守るための身近な防災・減災対策事業を優先すること。

○防災・減災対策は、生活道路、上下水道、学校など、より住民に密着した事業を優先すること。

- 4、中小業者への公共事業発注を抜本的に拡充し、中小企業の保護・育成を図ること。

○市として中小企業振興条例の拡充と公契約条例を制定すること。

○福山市の工事請負契約の厳格な実施、公共工事の施工にかかわる「監督員」や「工事検査員」が下請け単価の適正な履行や下請負契約の内容（支払方法）についても指導、監督をおこない、下請が不当な扱いを受けないようにすること。

○下請け代金の支払期日を定める義務、および遅延利息の支払い義務、下請け代金減額の禁止、返品禁止、買い叩きの禁止、購入強制の禁止、報復措置の禁止、割引困難な手形の交付の禁止など「下請け二法」にもとづく、下請け保護の強化を行うこと。

○福山市が、中小事業所の営業と地元経済を維持・繁栄させるため、公共事業に従事する労働者の適正な労働条件を確保すること。

○2013年4月から引き上げられた技能労働者の待遇改善と下請け業者の社会保険加入について、確実に実行されるよう、発注者として、直接把握すること。

- 5、入札制度の改善

○談合をなくし、公正、明朗な入札、契約制度実現に、鋭意努力すること。

○電算業務委託は随意契約から、一般競争入札へ転換すること。

○暴力団および、その関係者の公共事業への介入や不法行為を許さないこと。

○公共事業は、市内発注を基本とし、大規模な事業については、できうる限り分割発注をし、市内業者に仕事を回すこと。

○安易な随意契約は厳に戒めること。

○「一社入札」とならないよう広く周知し、透明性、公平性を確保し、総合評価方式の発注にあたっては、一部事業者への偏りや恣意的な発注とならないよう、厳正に審査すること。

○総合評価方式については、新規事業者の参入や育成に道を開き、公平公正なものとする。

## 交通・道路問題

これまで住民の足となってきた鉄道・バスなどの路線廃止が相次ぎ、地域公共交通が衰退し、自家用車を利  
用できない高齢者等、「移動制約者」が増大している。

交通・移動の権利は、日本国憲法が保障した居住・移転の自由（第22条）、生存権（第25条）、幸福追求権（第  
13条）など関連する人権を集合した新しい人権である。国民が安心して豊かな生活と人生を享受するためには、  
交通・移動の権利を保障し行使することが欠かせない。

国に対し、地域公共交通への財源補助をさらに強めることを求め、福山市も交通・移動の権利を保障する格段  
の努力を行うこと。

1、福山市の現状に即した新しい公共交通網の施策策定を急ぎ、過疎地域、交通弱者の交通手段を抜本的に強化するこ  
と。

○周辺部のバスの撤退が続いている。バスに代わる大型タクシー等の運行を拡充するなど、地域交通を守る新し  
い方式を構築すること。

○交通弱者の生活を支えるため、支所や市役所、病院、ライフ拠点を結ぶコミュニティバス・タクシーの運行な  
ど、公の責任で、多様な交通手段を確保すること。

2、道路建設は、大型道路建設は取りやめ、生活道路整備の方向に抜本的に転換すること。

○住民が反対している福山道路、福山西環状線など自動車専用道や福山・沼隈道路建設計画は白紙撤回すること。  
住民合意が得られていないにも関わらず、町内会を窓口とした強引な事業推進は行わないこと。

○御幸松永線の退避地や離合地の拡幅を行うこと。

○津之郷スマートインターチェンジの建設に、福山西環状線連絡道や、山手赤坂線の建設を絡めて、大型道路建  
設の突破口とするあり方は、取りやめること。

○渋滞解消のため既存道路の拡幅、右左折路線・橋の増設、立体交差など改良・改善をすすめること。

○生活道路のいたみ、破損の補修、舗装を急ぐこと。

○橋の総点検に基づき、架け替え、耐震補強、長寿命化などの対策を進めること。

## 住宅問題

1、「住宅手当緊急特別支援事業」の利用要件と手続きの緩和、手当支給期間の延長、さらに失業していないもの  
の、収入が低いなどのため、劣悪な居住環境におかれているものに対しても支給するなどの改善を図るよう  
国に求めること。

2、雇用促進住宅の全廃方針を撤回し、居住権を保障するよう国に求めること。一方的な住宅廃止や入居者退去  
の強行をやめさせ、低賃金や不安定雇用などで住居を確保できない人たちの住宅対策の一環として、雇用促  
進住宅の新たな活用をすすめさせること。

3、公営住宅は、法制度の改悪で、ごく限られた低所得者しか入居できないため、住民の共同活動も困難を抱え  
ている。入居基準収入分位の抜本的引き上げを行い、中堅層や若い子育て世代も入居できるようにし、良好  
なコミュニティを育成すること。

4、公営住宅の新規建設をすすめるとともに、民間賃貸住宅を借り上げて公営住宅にするなど多様な供給方式の  
活用で公営住宅を大幅に増やすこと。

5、単身者用、障害者・高齢者向けの公営住宅を抜本的に増やすこと。

6、市内中心部に、若者向け低家賃住宅の建設と家賃補助制度を創設すること。

7、リストラや派遣労働者の雇い止めにともない、寮などから追い出される派遣社員について、住まい確保のた  
め市営住宅の整備や住宅の借り上げなどの手立てをとること。

8、市民の住宅の耐震化や老朽化対策、バリアフリー化など、安全で快適な住宅をめざすリフォーム助成制度を  
抜本的に拡充すること。

9、市営住宅の改修予算を抜本的に増やし、供給戸数を増やすこと。

10、生活保護世帯の保証人については、免除すること。

11、マンションの老朽化と、居住者の高齢化が問題になっている。分譲マンションの維持・管理に対する公的な  
支援を創設し、安全、快適で、長持ちするマンションをめざすとりくみを支援すること。

## 下水道事業

- 1、下水道使用料金を引き下げること。
- 2、下水道利用料金の減免制度を復活すること。その際、市民税非課税世帯、公的施設や保育所、老人世帯、母子家庭世帯なども対象とした制度の拡充をはかること。
- 4、特に、市街化調整区域などへの農業集落排水事業・個別の合併浄化槽整備など、住民が選択できるような情報を公開し、住民参加で水浄化、排水システムづくりをすすめること。維持管理費・検査費などの負担を軽減すること。
- 5、公共下水道国庫補助率、補助対象を拡大し、低利長期の政府資金導入など国へ働きかけること。

## 水道事業

広島県が水道事業の広域連携について協議会を立ち上げ、検討を進めようとしている。広域連携については、経済効果を優先するのではなく、地方公共団体の責務である「安全・安心な水を安定供給する」責務を最優先し、メリット、デメリットを明らかにすること。拙速な広域連携を行わないこと。

- 1、水道料金は低料金に抑え、生活保護世帯への減免制度を復活し、低所得世帯への減免制度を創設すること。
- 2、公的施設や保育所、老人世帯、母子家庭世帯なども対象とした減免制度を創設すること。
- 3、水道料金滞納世帯への給水停止はおこなわないこと。
- 4、大企業への工水の価格を引き上げ、八田原ダム建設にともなう上下水道会計の維持管理費や減価償却費の負担を軽くすること。また、第六期拡張計画の見直し、国庫補助の増額を国に要求すること。
- 5、八田原ダムの操作マニュアルを改善し、たん水に余裕をもたせ、渇水時の水の供給を安定化させること。
- 6、市内の川に清流を取り戻すよう、水量を増やすこと。
- 7、共同住宅および二世帯住宅などの水道料金割引制度の周知徹底を図ること。
- 8、河口堰の開放に必要な条件整備を進めること。

## 災害対策

大震災時代の到来と言われる今日、災害に強い国土作り、まちづくりを最優先に進めること。

- 1、南海トラフ地震を想定した津波浸水被害対策を抜本的に強化すること。
- 電柱などに、予測浸水レベルのテープを巻くなど、海拔表示を抜本的に増やし、日常的に危険度が認識できる手立てを強化すること。
- 浸水予測にふさわしい避難場所を設置すること。
- 海拔ゼロメートルや低い地域が広がる平野部に、多くの市民が生活している。高台やビル等の適切な避難場所がない地域については、新たな方法を模索し、最新の津波避難艇などについても研究し、人命最優先の対策を講じること。
- 津波・浸水予測情報を町別に市民に知らせ、住民とともに、安全な避難経路の確保、避難訓練を行うこと。
- 震度7の直下型地震に耐えられるよう学校や市営住宅・病院など全ての公共施設、水道・ガス管など、安全性の面からの総点検を直ちに実施し、耐震補強を急ぐこと。
- 個人住宅耐震化補助制度の周知徹底を図り、福山市の助成額と適用件数を引き上げ、活用しやすいものとすること。
- 大規模災害に即応できる全庁的な危機管理防災体制を強化すること。
- 2、急傾斜地（崩壊危険箇所）解消策を抜本的に強めること。
- 3、電力、水道、ガス、通信等ライフラインの地下共同溝化を検討し、早急に対策を取ること。
- 4、消火力基準の緩和を許さず消火施設、人員体制の抜本的強化を図ること。特に、常備消防体制を強化すること。
- 5、大雨対策を強化すること。
- 市内水路の越流地点の総点検を行い、水路の改修、護岸、路肩の改修やかさ上げを早急に行うこと。
- 水路のヘドロ、河川の堆積土砂の除去を定期的に行うこと。

- 古くなっている農業用井堰の改修を進めること。
- 松永羽原川の排水対策を抜本的にすすめること。松永町上之町の危険地域の防災対策を急ぐこと。
- 手城川（二級河川、県管理）の流域治水対策事業の進行を急ぐこと。
- 曙町の排水ポンプの新設について検討・設置すること。
- 水田の減少で、地域の雨水貯留能力が低下している。事業所や個人の雨水貯留槽設置費補助制度を創設すること。
- 6、災害被災者への支援助成制度を拡充すること。
- 被災者生活再建支援は、水害、土砂災害、地震災害などすべての自然災害を対象にしたものに拡充すること。
- 床下浸水、フロア浸水についても、支援の対象とし、助成額を増額すること。
- 単身世帯や高齢者世帯の、床下の掃除など援助すること。
- 住宅再建支援制度の具体化を進めること。

### 安心安全のまちづくり

- 芦田川への児童転落死亡事故等、不幸な水難事故が起きている。国土交通省と連携し、転落防止対策を抜本的に強化すること。
- 水路・ため池転落死亡事故防止のため、水路の蓋かけ、ガードレール、ガードパイプの設置など安全対策を抜本的に強化すること。特に周辺部の対策予算を増やすこと。
- 高齢化社会が進行する中、市街化調整区域や農道の危険箇所を把握し、転落防止柵を設置するなど、安全対策をきめ細かに行うこと。
- 幅の狭い歩道の拡幅、段差の解消、歩道の中の歩行障害になっている電柱は移動させること。
- 防犯灯を大幅に増やすために、設置費や更新補助制度をつくること。市の直接設置を行うこと。
- 松浜町一丁目、入船町二丁目、住吉町、南町などの風俗営業などの「客引き」「声かけ」「駐車違反」などが周辺の住民の生活環境を壊している。これらへの対策強化を関係機関と連携して、引き続き強めること。住民の苦情や情報を受けつける窓口を設置すること。